

◎佐賀県条例第48号

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例等の一部を改正する条例  
 (佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例(昭和58年佐賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(観覧料)  <b>第3条 略</b>                      2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除する。                      (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒並びに<u>心身障害者</u>                       (2) 略                      (3) <u>前2号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者</u></p>	<p>(観覧料)  <b>第3条 略</b>                      2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除する。                      (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒                       (2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児</u>                      (3) 略                      (4) <u>前3号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者</u></p>

(佐賀県立九州陶磁文化館条例の一部改正)

第2条 佐賀県立九州陶磁文化館条例(昭和55年佐賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(観覧料)  <b>第4条 略</b>                      2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項た</p>	<p>(観覧料)  <b>第4条 略</b>                      2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項た</p>

改正前	改正後
<p>だし書の観覧料を免除する。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒並びに<u>心身障害者</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者</p>	<p>だし書の観覧料を免除する。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者</p>

（佐賀県立名護屋城博物館条例の一部改正）

**第3条** 佐賀県立名護屋城博物館条例（平成5年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（観覧料）</p> <p><b>第5条</b> 略</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除する。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒並びに<u>心身障害者</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者</p>	<p>（観覧料）</p> <p><b>第5条</b> 略</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項ただし書の観覧料を免除する。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者</p>

（佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例の一部改正）

第4条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例（平成16年佐賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(使用料の減免)</p> <p><b>第9条</b> 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、第5条ただし書の観覧料を免除することができる。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒並びに心身障害者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者</u></p> <p>2 略</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p><b>第9条</b> 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、第5条ただし書の観覧料を免除することができる。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認める者</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。